

## 戸田市建築物環境配慮指針

### 目的

この指針は、戸田市地球温暖化対策条例（平成 21 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 9 条に基づき、同 11 条に規定する特定建築主が、建築物の新築・増築・改築時において配慮すべき事項について必要な事項を定める。

### 建築物の環境配慮事項

#### 1. 建築物の環境負荷の低減

建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼすエネルギー、資源消費及び廃棄物などによる環境への影響の低減を図るため、次に挙げる項目の実施に努めなければならない。

##### (1) 建築物の熱負荷の低減

- ア 外壁・屋根・床の断熱
- イ 窓の断熱又は日射遮蔽

##### (2) 設備システムの高効率化・効率的運用

- ア 換気・照明・給湯・昇降機などの設備の高効率化
- イ その他省水型機器などの設置による効率的運用

##### (3) 自然エネルギーの利用

- ア 太陽光・太陽熱・地中熱の利用

##### (4) 資源の再利用及び適正利用

- ア 再生資材の利用
- イ 間伐材の利用や持続可能な森林から産出された木材の利用
- ウ 節水・雨水の利用など
- エ 雑排水の再利用など

##### (5) 汚染物質含有材料の使用の回避

- ア 有害物質を含まない材料の使用

##### (6) 敷地外の環境保全

- ア 日照障害の抑制

#### 2. 建築物の環境品質・性能の向上

建築主は、建築物を使用する者にとって、重要な室内環境や室外環境、建築物の環境品質・性能の向上を図るため、次に掲げる項目の実施に努めなければならない。

(1) 室内環境の向上

ア 音環境の向上（遮音、吸音）

(2) サービス性能の向上

ア 免震性や耐震性の確保による長寿命化

イ 対応性及び更新性の向上（空間のゆとり、設備の更新性への考慮）

(3) 室外環境の保全・向上

ア 環境に配慮した屋根材や壁材の選定

イ 保水性・透水性舗装、高反射性舗装など地表面被覆材の使用

ウ 屋上緑化・壁面緑化・生垣などによる緑の確保

3. 上記以外で地球温暖化の防止に資すると考えられる措置